

## 大和市告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市まちづくり部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月16日

大和市長 古谷田 力

### 1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 追加する部分

なし

#### (2) 削除する部分

大和市上草柳六丁目、深見東一丁目及び柳橋二丁目地内

#### (3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、字甲二号及び字乙三号、深見字坊ノ窪、福田七丁目並びに福田字甲五ノ区地内